

第6章 施設整備計画

1 介護保険関連施設

本市の実情に応じ、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスのバランスのとれた整備を推進します。

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

現状	令和2年10月現在では市内に5か所あり、定員の合計は520人となっています。 今後、介護を必要とする人の数が増加することを見込み、介護老人福祉施設への入所待機者や、介護のために仕事を辞める介護離職に対応する必要があります。
整備方針	公募により定員120人分を整備します。この整備がされることで、定員合計640人となります。

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

現状	令和2年10月現在では市内に3か所あり、定員の合計は310人（短期入所療養介護含む）となっています。
整備方針	広域的な利用が可能であることを考慮し、整備はしません。

③ 介護療養型医療施設（療養病床）

現状	令和2年10月現在では市内に介護保険適用の療養病床はなく、利用者は市外の療養病床に入院しています。
整備方針	介護療養型医療施設は、国の方針により介護医療院への転換を進める予定となっているため、整備はしません。

④ 介護医療院

現状	令和2年10月現在では市内に介護医療院はありません。
整備方針	医療保険適用の療養病床を持つ法人の、介護医療院への転換意向の把握に努めます。

(2) 居宅サービス

① 特定施設入居者生活介護（定員 30 人以上）

現状	令和 2 年 10 月現在では市内に特定施設入居者生活介護はありません。
整備方針	令和 2 年度末には、地域密着型特定施設が市内に 3 か所（定員合計 87 人）となる予定です。広域的な利用が可能であることも考慮し、整備しません。

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、地域密着型サービス運営委員会と連携を図り、一定の介護サービスの質を確保することができる事業者を選定します。また、指定事業者の介護サービスの質を確保するため、適正な指導・監督に努めます。

① 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

現状	令和 2 年 10 月現在では市内に 12 か所あり、定員の合計は 225 人となっています。また、令和 2 年度末には、1 か所（定員 18 人）が開設される予定です。
整備方針	認知症高齢者の増加に対応するため、東山中学校区、安祥中学校区、明祥中学校区のいずれかの日常生活圏域に 1 か所（定員 18 人）を公募により整備します。

② 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

現状	令和 2 年 10 月現在では市内に 2 か所あり、定員は 58 人となっています。
整備方針	特別養護老人ホーム定員 120 人分を公募により整備するため、地域密着型特別養護老人ホームは整備しません。

③ 地域密着型特定施設（定員 29 人以下）

現状	令和 2 年 10 月現在では市内に 2 か所あり、定員は 58 人となっています。また、令和 2 年度末には、1 か所（定員 29 人）が開設される予定です。
整備方針	他の施設・居住系サービスの整備数を考慮し、整備しません。

④ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

現状	令和 2 年 10 月現在では小規模多機能型居宅介護は市内に 4 か所あり、登録定員の合計は、108 人となっています。また、看護小規模多機能型居宅介護は市内に 1 か所あり、定員は 18 人となっています。
整備方針	現在、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護が未整備である 3 つの日常生活圏域（東山中学校区、安城北中学校区、桜井中学校区）における整備に努めます。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

現状	令和 2 年 10 月現在では市内に 2 か所あります。
整備方針	市民ニーズの把握及び事業者のサービス実施意向の把握に努めます。

(4) その他

① 地域包括支援センター

現状	各日常生活圏域に 1 か所あり、社協、社会福祉法人、医療法人に運営を委託しています。
整備方針	各日常生活圏域に 1 か所あるため、新たな整備はせず、市民・関係機関と連携して地域の様々な課題を解決できるよう機能強化に努めます。

2 高齢者福祉施設

① 養護老人ホーム

現状	令和2年10月現在では市内に1か所（定員50人）整備されています。 平成30年度から、社会福祉法人に施設を移譲し、運営を移管しました。 また、居室の個室化等の整備を行いました。
整備方針	1か所（定員50人）整備されているため、新たな施設の整備はしません。

② 福祉センター

現状	令和2年10月現在では各日常生活圏域に1か所、計8か所整備されています。
整備方針	各日常生活圏域に1か所ずつあるため、新たな施設の整備はしません。

③ 高齢者生きがいセンター

現状	令和2年10月現在では市内に1か所整備されています。
整備方針	会員数や仕事の依頼件数の増加に伴い、現施設が手狭になってきています。今後、総合福祉センター内への移転を図ります。

④ ケアハウス

現状	令和2年10月現在では市内に1か所（定員50人）整備されています。
整備方針	市内介護保険施設等の整備状況及び有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の状況を考慮し、整備しません。